

2018年4月1日から 有期労働契約（通算5年）の 無期転換が始まります

同じ企業との間で、有期労働契約が通算で5年を超えてくり返し更新された場合は、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換されます。2013年4月1日からカウントが始まり、2018年4月1日に権利が発生します。

権利が発生した労働者が申し込みすると、使用者は申し込み承諾したとみなされます。使用者に拒否権はありません。1年契約の場合、2018年4月1日から2019年3月31日までの間に申し込みをすれば、そのまま承諾とみなされ、無期に転換されるのは、その契約が終了する翌日、つまり2019年4月1日から無期に転換となります。

①みんなで一緒に無期転換を申し込もう

②無期転換直前の「雇い止め」「試験制度」「クーリング（通算期間リセット）」を許さない

③労働組合で無期転換後の労働条件の改善を。「一生非正規」では暮らせない



無期転換問題
ホットライン

03-6231-5031
zenkokukyoml@yahoo.co.jp

- 「無期転換のチラシをみた」「申し込みはどうしたらよいか」「労働相談したい」などの相談はホットラインへ
- 2015年9月30日以降に労働者派遣契約を締結した派遣労働者には、2018年9月30日以降は派遣先企業が直接雇用契約を結ぶか、その前に雇い止めするかを選択が行われます。問い合わせ・相談ください。

無期転換問題・東京連絡会

合同・一般労働組合全国協議会
《連絡先》葛飾区新小岩 2-8-8-203

〈参加している都内のユニオン〉●東京東部ユニオン（葛飾区新小岩 2-8-8 クリスタルハイム 203 号）●東京西部ユニオン（杉並区天沼 2-3-7 さかいビル2A）●なんぶユニオン（品川区大井 1-34-5 河野ビル3F）●東京北部ユニオン（豊島区西池袋 5-13-10 ハイマート西池袋 603 号）●東京中部ユニオン（台東区元浅草 2-4-10 5F）●多摩連帯ユニオン（八王子市明神町 4-14-5 リーベンスハイム 2-203 号）